

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 174 号（諮問第 210 号）

件名：行政文書開示請求書等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

平成 25 年 1 月 4 日

2 原処分

平成 25 年 2 月 1 日（不開示（不存在）決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、異議申立人に係る別記の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。（以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 異議申立て

平成 25 年 2 月 8 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 8 月 19 日

5 審議会の結論

知事が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、異議申立人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、平成 19 年度から開示請求日である平成 25 年 1 月 4 日までの間に、教育委員会が作成又は取得した行政文書開示請求書及び自己情報開示請求書のうち、当該開示請求書の記載からでは何の行政文書

又は保有個人情報の開示を求めているのか明確ではないものであって、本件異議申立人の個人情報が記載された行政文書と解される。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

当審議会において、実施機関が異議申立人に補正を求めた通知を確認したところ、異議申立人が提出したものについては、写しが交付されることから本開示請求で閲覧を希望している保有個人情報から除くと理解してよいか確認し、回答期限までに連絡がない場合は、異議申立人が提出したものについては、本件開示請求から除く旨が記載されていることが認められた。実施機関がこのような補正を求めたことは特段不自然、不合理とはいえない。

そして、実施機関によれば、異議申立人から補正の求めに対する回答がなかったことから、教育委員会が管理する文書のうち、異議申立人が提出した開示請求書を除いて当該請求に係る保有個人情報を請求していると解して、本件請求対象保有個人情報を探索することとし、教育委員会の各所属において、本件請求対象保有個人情報を探索した結果、本件請求対象保有個人情報は存在しなかったとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

- 行政文書開示請求書 H19年度～H24年度
（開示請求している行政文書の記載からでは何の開示を求めているのか、明確でないものに限る）
- 自己情報開示請求書 H19年度～H24年度
（開示請求している保有個人情報の記載からでは何の開示を求めているのか、明確でないものに限る）